

「子ども食堂」 運営支援金 募集要項

～人がつながる地域の
居場所づくり～
を応援します!!

～子ども食堂とは～

安価な料金あるいは無料で、子どもや親子に食事を提供する場であり、主に子どもの社会的孤立や孤食を防ぐことを目的とした「共生食堂」と、主に子どもの貧困対策としての「ケア付食堂」があります。家庭でもない、学校（保育園・幼稚園）でもない、子どもにとって身近な地域にある第3の居場所です。



募集内容

狭山市内で住民主体により運営される子ども食堂を支援するため、子ども食堂の運営にかかる経費の一部を助成します。

助成金額：年間（最大） 90,000円

- ※ 子どもの参加者数（食数）と予算により金額は変動します。
- ※ 1団体につき3年を上限に、予算の範囲内で助成します。
- ※ 3年を超過した団体については、45,000円を上限に予算の範囲内で助成します。（3年以内の団体を優先します。）

対象経費

- ① 子どもに提供する食事にかかるもの
 - ② 子ども食堂で行うプログラムで消費するもの
 - ③ 会場費用
 - ④ 保険料およびその他、本会会長が認めるもの
- ※ 子どもの食事にかかる費用を1食300円とみなし、原則として1回あたりの子どもの参加者数（25人）、年間開催回数（12回）で算出した金額の範囲内で、対象経費を支援します。

裏面の「対象団体」「提出書類」もお読みいただき、提出書類を狭山市社会福祉協議会（社会福祉会館内）へ提出

●提出締め切り日／令和6年5月31日（金） 必着

対象団体

月1回以上の開催を目安にして、自立的・持続的に活動ができる見込みのある団体で、次の各号のいずれにも該当する団体を支援対象とします。

- (1) 主に狭山市内の地域住民が運営主体となっており、代表者、スタッフ・協力者の人員を含む体制が一定程度整っていること
- (2) 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること
- (3) 子どもたちへの居場所と食事提供をはじめ、地域の大人と子どもが交流できる有効なプログラムが考えられていること
- (4) 安全面（保険、施設）について適切な配慮がなされていること
- (5) 衛生面について適切な配慮がなされていること
- (6) 子どもたちの情報を適切に管理すること
- (7) 決まった活動場所が確保できること
- (8) 積極的に地域と交流を図ること

提出書類

次の必要書類を狭山市社会福祉協議会（狭山市社会福社会館内）へ提出してください。

- (1) 狭山市社会福祉協議会「子ども食堂」運営支援金 申請書（様式第1号）
- (2) 団体の概要のわかる書類
- (3) 団体の年間事業のわかる書類（事業計画書）
- (4) 団体の年間予算のわかる書類（予算書）
- (5) 運営スタッフの名簿
- (6) その他、必要な書類

必要書類は狭山市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

* この助成金は皆様からの寄付金の一部を活用して助成されています。

お問い合わせ、書類提出先

狭山市社会福祉協議会

住所：〒350-1305 狭山市入間川2-4-13

Tel.04-2954-0294